資　循　第　　9 4　号
令 和 2 年 4 月 10 日

市町村廃棄物担当部等の長
関係一部事務組合及び広域連合の管理者 ｝様

岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

このことについて、令和２年４月７日付け（環循適発第 2004077 号、環循規発第 2004075 号）で環境省環境再生・資源循環局長より通知がありましたので、お知らせします。

ついては、本通知を踏まえ、下記等について、指導監督、周知等についてよろしくお願いします。

記

１　感染性廃棄物を扱う処理業者が、新型コロナウイルスが付着し、又はおそれのある廃棄物を受け入れて処理する場合は、令和２年３月４日付け環境省環境再生・資源循環局長通知（環循適発第 2003044 号、環循規発第 2003043 号）に基づき、適正に処理すること。

２　廃棄物処理業者は、廃棄物の処理を継続するため、特に次の取組について、各地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた実効的な対応を検討すること。

・職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で濃厚接触者を極力減らすための取組
・委託業者、許可業者等及び清掃事務所において新型コロナウイルス感染症が発生し、事業者や事務所単位で活動不能となった場合の対応策
・防護服等の焼却施設の運転継続のために必要不可欠な資材の確保(使用の必要性の見極めを含む。)
・業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理の継続性を重視した段階的な業務縮小計画

３　宿泊療養や自宅療養で感染者が接触した廃棄物処理について

(1) 感染者が接触した廃棄物は、感染性廃棄物に準じて下記のとおり取り扱うこと。
・廃棄物を排出する際には、ごみに直接触れないようにするとともに、ごみを捨てた後は手を洗うよう宿泊施設職員及び感染者の御家族等に注意喚起すること。
・廃棄物を処分する際には、通常資源化している廃棄物も、封を開けて分別することなく焼却することが望ましいこと。

(2) リネン類など再利用できるものはむやみに捨てないよう注意喚起すること。

(3) 感染者が接触していない廃棄物の処理は通常どおり取り扱うこと。

なお、厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について（令和２年４月２日付け事務連絡)」及び「当該事務連絡に関する Q&A（令和２年４月６日付け事務連絡)」並びに「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の療養マニュアル（令和２年４月)」を参考にすること。